

# 安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務仕様書

## 1 目的

本仕様書は、安城市総合斎苑の火葬等業務及び通夜宿直業務について、安全で効率的な業務の実施並びに高品質な市民サービスの提供を確保するため、その業務の内容を定めるものである。

## 2 業務の履行場所

安城市総合斎苑

安城市赤松町乙菊2番地1

## 3 火葬炉の仕様

### (1) 製造会社

株式会社宮本工業所

### (2) 火葬炉の仕様・設置数

#### ア 火葬炉

再燃焼炉付台車式寝棺炉6基

#### イ 動物炉

再燃焼炉付台車式炉1基

#### ウ 汚物炉

再燃焼炉付台車式炉1基

### (3) 燃料

都市ガス

### (4) 火葬炉の性能

#### ア 標準火葬時間（着火から収骨開始まで1時間30分とする。）

着火から消火まで 約1時間

冷却時間 約30分

#### イ 排ガス基準値

ばいじん 0.03g/Nm<sup>3</sup>以下

硫黄酸化物 30ppm以下

窒素酸化物 100ppm以下

ダイオキシン類 5ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下

## 4 業務履行期間

(1) 令和7年12月1日（月）から令和10年11月30日（木）までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和7年11月30日（日）までは、準備期間とし、無償とする。

(2) 受注者は、契約締結後、安城市総合斎苑火葬等業務及び通夜宿直業務を実施するた

めの引継ぎ、教育及び研修を行い、令和7年12月1日（月）から、適正に業務を履行するための体制を確立しておくこと。

## 5 業務の内容

### (1) 火葬等業務

#### ア 火葬業務

- (ア) 遺体（胎）の預かり
- (イ) 告別室への遺体（胎）の移動及び遺族の案内
- (ウ) 遺族と故人の別れの儀式
- (エ) 遺体（胎）の火葬
- (オ) 発注者への着火時間及び収骨時間の連絡
- (カ) 遺族への収骨時間の連絡及び収骨室への案内
- (キ) 収骨時における遺骨の回収及び遺族への引渡し
- (ク) 遺族の受付窓口への案内
- (ケ) 残灰（骨）の収集、運搬及び保管
- (コ) 保管残灰（骨）の処理委託業者への引渡し
- (サ) 炉及び台車の清掃
- (シ) 産汚物、小動物の火葬及び残灰（骨）の処理
- (ス) 霊安室の遺体搬入及び搬出の立会い並びに霊安室の管理
- (セ) 業務日報に関する業務

#### イ 火葬の設備の運転、日常保守に関する業務

- (ア) 火葬、焼却に関する設備一式の運転及び日常保守
- (イ) 異常を発見したときの応急処置及び発注者への報告
- (ウ) 火葬設備の消耗品（支給品）の交換及び軽微な補修並びに清掃

#### ウ 火葬の関連業務

- (ア) 火葬棟の施錠及び開錠並びに日常の管理
- (イ) 火葬棟及び周辺の清掃

### (2) 通夜宿直業務

- ア 通夜施設利用者への対応
- イ 午後10時正門及び葬祭棟正面入口の施錠並びに翌日午前8時開錠
- ウ 施設の警備、施設内外の巡回及び安全確認
- エ 宿直室で待機、電話の受付及び取次
- オ 宿直業務の報告
- カ 災害、事故の応急措置  
(非常放送、初期消火、緊急連絡先への通報、人命救助、避難誘導等)

## 6 休苑日及び業務時間並びに通夜宿直業務を実施する日

### (1) 休苑日

1月1日及び発注者が特に必要と認める日

(2) 火葬等業務時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、通夜宿直業務があるとき、緊急事態が発生した場合など発注者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

※1日の火葬スケジュール

9時30分～2件、10時30分～2件、11時30分～2件、12時30分～2件、13時30分～2件、14時30分～2件、15時30分～2件、式場利用2件（10時から15時のうちで2件）

なお、産汚物、小動物の火葬の受付及び実施は業務時間内で随時行う。

(3) 通夜宿直業務を実施する日

安城市総合斎苑において通夜利用のある日。

なお、通夜利用の有無については総合斎苑運営システムを確認し対応すること。

(4) 通夜宿直業務時間

午後5時から翌日の午前8時30分までとする。

7 業務履行に関する基本的事項

受注者は、以下の事項に留意し、本業務の契約内容を确实かつ誠実に履行しなければならない。

(1) 本施設は、故人に終焉の別れを告げる場所であるので、利用者に対し非礼のないように努め、接遇には十分な配慮をするとともに、利用者の安全性の確保に十分留意すること。

(2) 受注者は、火葬件数が増加する時期や災害時など、本業務で急遽求められる人員配置を的確に行うこと。

(3) 各設備については、丁寧に取り扱い、故障の発見と安全確保に努めるとともに、異常を予測させる兆候を発見した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに発注者に報告し、指示を受けること。発注者の所有する備品等を利用する場合についても、常に善良な管理をしなければならない。

(4) 出退場に当たっては、火気の点検、消灯及び施錠の確認を十分に行うこと。

(5) 火葬等業務にあたっては、常に制服及び名札を着用し、清潔に心掛けること。また、十分な知識と技能を有する職員により、利用者に対する一連の業務を正確かつ丁寧に実施すること。

(6) 受注者は、火葬炉及び関連設備の性能、機能特性を十分把握の上、安全性の確保と的確な業務を遂行するとともに、清掃・点検等を適宜実施するなど、適正な施設の保全に努めること。

(7) 受注者は、市の業務や施設管理に関する業務等、斎苑の施設運営に係る他の業務との連携を円滑に行い、業務を実施すること。

(8) 受注者は、災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(9) 受注者は、環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに省資源、省

エネルギーに努めること。

- (10) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関連法令の規定に基づき個人情報の適正な管理を行うこと。
- (11) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務の契約満了後も同様とする。

## 8 委託業務の執行体制

### (1) 委託業務の確実な実施に係る体制の確保

受注者は、受託業務を円滑に履行するため、本火葬等業務と同規模以上の実績及び十分な知識・能力・実務経験を有し、その職に相応しい者を専任の業務責任者及び業務副責任者（以下「業務責任者等」という。）として選任し、業務責任者等を業務執行時には常に配置し（火葬の予約がない日を除く）、万全の体制で業務に当たること。なお、業務責任者にあたっては5年以上の実務経験を有する者から選任すること。

### (2) 業務責任者等の配置

受注者は、業務責任者等の氏名・緊急連絡先等を発注者へ書面で届け出ることとし、変更がある場合は、変更予定日と後任予定者氏名等を事前に届け出ること。

ただし、変更がある場合、後任者は着任日から業務を滞りなく行うのに必要な知識・能力を備え、前任者からの引継ぎを全て終えていること。

### (3) 受注者は、業務責任者等に次の業務を行わせることとする。

- ア 業務日報、業務報告書の作成、提出
- イ 業務状況に応じた業務従事者の配置の決定及び業務従事者配置表の作成、提出
- ウ 従事者名簿の作成、提出
- エ 市職員（総合斎苑職員等）との連絡調整
- オ 業務従事者に対する作業の指揮・監督
- カ 業務従事者に対する指導、教育
- キ 苦情・トラブルの処理、報告
- ク 緊急時における市があらかじめ指定する市職員（総合斎苑職員等）との連絡・調整
- ケ 発注者が指定する会議等への出席
- コ その他業務責任者等として必要な職務

### (4) 業務従事者

受注者は、業務責任者等を含め、火葬等業務を円滑に履行できる必要な配置人員について原則5名程度を基本とし、利用状況に応じて人員配置を計画すること。計画の際には、一日最大16件の人体の火葬にも対応できるよう措置を講ずること。ただし、火葬の予約がない日は、火葬等業務の従事者を1名まで減員することができる。従事する者には、事前に研修・教育等を実施することとし、従事者の中に必ず遺体（胎）の火葬に従事した経験が1年以上ある者を含めること。人員の配置計画は事前に発注者に連絡しなければならない。

通夜宿直業務の従事者は、1名とする。

また、受託業務を的確かつ迅速に履行できる知識を有することはもとより、本施設は、故人に終焉の別れを告げる場所であるので、利用者に対し非礼のないように努め、接遇には十分な配慮をすること。

#### (5) その他

苦情、トラブルについての対応は、原則として業務責任者等が責任をもって行い、その結果を速やかに発注者に報告すること。

なお、発注者から再発防止策の提出を求められた場合は、書面で提出し、発注者の承認を受けるものとする。

### 9 業務報告書等

受注者は、発注者と協議のうえ、下記の書類を期限までに提出するものとする。

提出書類	提出期限
業務報告書	翌月7日
業務日報	次の業務日
月間業務従事者配置報告書	翌月7日
業務従事者名簿	業務開始時及び業務従事者に異動があったとき

#### 10 業務従事者の身分の明確化

業務従事者は、儀式等業務遂行に適した服装及び名札を着用することとし、形式等について事前に発注者の承認を得ること。なお、これらに係る費用については、受注者の負担とする。

#### 11 情報提供

受注者は、業務実施の中で把握した情報等について発注者へ報告するとともに、発注者から必要な資料、情報の提供を求められた場合は協力すること。

#### 12 業務の改善

- (1) 受注者は、発注者が受託業務に関する調査及び報告を求めた場合には、速やかに対応し、結果等を報告しなければならない。
- (2) 受注者は、問題があると指摘された場合は、誠実かつ迅速に問題点の改善を行うこと。また、業務処理方法等について、改善を要する場合は、双方協議のうえ当該指摘事項につき改善するものとする。

#### 13 事務の引継ぎ

委託業務には、委託業者変更に伴う引継業務を含むものとし、受注者は自己の費用負担により発注者の指示に従って、受注者の契約期間内に引継業務を信義誠実に履行す

るものとする。

なお、契約後ただちに業務責任者及び業務従事者を定め、引き継ぎに関する計画書（任意様式）を発注者に提出すること。

#### 1.4 業務関連費用の負担区分

業務を行うにあたって関連する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 業務の遂行中、受注者の故意または過失により施設、設備機械等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- (2) 次に掲げる被服及び備品、消耗品等の費用負担は受注者の負担とする。
  - ① 遺族等斎場利用者応接用制服上下一式（夏及び冬用）
  - ② 作業服上下一式（夏及び冬用、作業靴、ゴム長靴、作業用手袋、ヘルメット等装備品）
  - ③ 業務執行用事務用機器類（受注者が必要とするもの）、消耗品（施設衛生用品、清掃用品含む）
- (3) 本業務において、安城市が所有（安城市が賃貸借契約により賃借している機器を含む。）する備品、消耗品類については、発注者が必要と認めた場合は受注者に無償での利用を認め、それ以外の経費については受注者の負担とする。また、業務遂行に付随して必要と思われる更衣室、ロッカー等の備品については、発注者と受注者との協議によって受注者に無償で貸与する。
- (4) 宿直業務で使用する仮眠用の寝具は受注者が用意する。
- (5) 本業務において、業務従事者が適正な業務遂行上又は業務遂行に関して必要とされる電気・水道・下水道・ガス等の光熱費は発注者の負担とする。

#### 1.5 大規模災害時等の火葬等業務の範囲

- (1) 受注者は、自然災害、重大事故等の緊急事態発生に備え、業務従事者を非常招集出来る体制を確立しておかなければならない。
- (2) 受注者は、発生時における火葬炉設備機械の点検・復旧等、火葬等業務の正常化に向けて迅速に対応する。
- (3) 被災時においては、「仕様書 8（5）業務従事者」に捉われることなく、迅速な対応のできる人員体制を取ること。
- (4) 受注者は、大規模災害時の非常招集方法、業務正常化に向けての対応、被災時対応のための人員体制などを記載した計画書を業務履行開始時に発注者に提出すること。  
なお、提出した計画内容について発注者から改善を求められた場合は、誠実な対応を行い、発注者の承認を得ること。

#### 1.6 緊急時の措置

- (1) 業務従事者は、事故、事件、火災、災害等の緊急事態が発生した場合は、発注者との連絡を密にし、市職員（総合斎苑職員等）と共同して、利用者の避難・誘導その他

状況に応じた適切な対応をとらなければならない。

- (2) 市職員（総合斎苑職員等）の勤務時間外に発生した場合は、受注者において適切な対応をとるとともに、直ちにあらかじめ市が指定した職員に連絡しなければならない。
- (3) 業務従事者は、安城市総合斎苑が定める消防計画等に従ってその役割を担うものとする。

#### 1 7 斎苑運営システムによる人員配置

監視室に設置された本システムにより、随時、予約内容から火葬等業務及び通夜宿直業務の人員配置を決定すること。また、火葬予定者の内容を確認し、入力誤りや疑問点が生じた場合、速やかに発注者に連絡すること。

#### 1 8 関係法令の遵守

受注者及び業務従事者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例（平成10年安城市条例第43号）、その他本業務に関連する法令の規定を遵守しなければならない。

#### 1 9 禁止行為

受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令及び条例に違反する行為
- (2) 発注者及びその職員並びに業務関係者に対する不穏当な行為又は言動
- (3) 業務に関して、利用者から金品の收受をし、又はこれを要求すること。

#### 2 0 環境影響への配慮

施設の管理・運営に関し、次の各号に掲げる環境への配慮を行うものとする。

- (1) 市の環境方針等に基づき環境に配慮した取り組みに努めるものとする。
- (2) 電気、ガス、水道等の使用量の削減に向けた取り組みを進め、省エネルギーの徹底及び廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの促進又は適正処理を図るものとする。
- (3) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減等に配慮した物品等の調達に努めるものとする。

#### 2 1 請負代金の支払

##### (1) 火葬等業務

毎月の火葬等業務完了毎に各年度の契約金額の月割額を支払うものとする。ただし、毎月の金額に1円未満の端数があるときはそれを切り捨て、各年度の最終支払月に調整するものとする。

##### (2) 通夜宿直業務

毎月の業務完了毎に1回あたりの単価にて出来形払いとする。

## 2 2 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、業務上必要な事項については、誠意をもって実施しなければならない。
- (2) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるので、予算の減額等による契約の変更又は解約等があり得る。
- (3) その他疑義ある事項又は仕様書に定めのない事項については、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）及び安城市委託契約約款に基づき、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。